



景観形成モデル事業
—富士河口湖町本栖地区—

【実施区域】

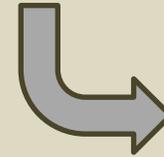
南都留郡富士河口湖町本栖字本栖209番地
(本栖湖東岸地区)

【実施方針】

- 素晴らしい景観と雄大で豊富に残っている本栖湖の自然を守る。
- 恵まれた自然環境を活かし、本栖湖畔における野営、運動及び水辺レクリエーション（釣りとレジャーボート・ウィンドサーフィン・カヌー）、散策等自然とのふれあいを進める。
- 単に、春から秋にかけてだけではなく、年間を通して、老若男女を問わず全ての観光客が等しく楽しみ、単に通過するだけではなく、快適な宿泊を伴う滞留を目指す。
- 動力船の乗り入れを禁止するとともに、湖畔の人工物は、必要最小限の規模とし、景観に配慮し、本栖湖と富士山の景観を破壊しないものとする。

【実施経緯】

- H21.6 富士河口湖町景観条例の制定
- H23.3～ 明日の富士五湖創造会議（本栖湖会議）
- H25.3 富士河口湖町景観計画の策定
- H25.3 修景計画原案作成
- H25.4 本栖湖創造協議会発足及び
景観形成モデル事業（住民事業）開始



◆住民事業

修景前



修景後



【主な修景内容】

- 外観修景
- 看板撤去及び修景
- 自動販売機の修景



◆住民事業

修景前



修景後



修景前



修景後



【主な修景内容】

- 棧橋の看板撤去及び塗装
- 券売所の修景

◆住民事業

修景前



修景後



修景前



修景後



【主な修景内容】

- 券売所の修景
- 棧橋の看板撤去及び塗装